

会社役員賠償責任保険（D&O保険） のご案内

（会社役員賠償責任保険・標準契約プラン）

MS&AD 三井住友海上火災保険株式会社

91570 2010.9/A3E13/A

1. はじめに

拝啓 時下益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は当社業務に関し、格別なるお引立てを賜り厚く御礼申し上げます。

さて、ご高承のとおり、会社の経営環境はグローバル化の進展など大きく変化しており、内部統制強化や経営の透明性が求められております。また、最近の急速な景気の悪化に伴い、経営環境の厳しさが増す中、役員のみなさまの経営の舵取りはますます重要になっております。

そのような情勢の中、役員のみなさまに対する訴訟リスクは避けがたいものとなっており、役員のみなさまの経営判断に関わる責任を迫及する株主代表訴訟も訴訟金額の高額化の傾向が見られます。また、第三者から役員のみなさまに対する訴訟も頻繁に発生している現状です。このような訴訟リスクを懸念して積極的、独創的な経営判断がなされないこととなれば、貴社のさらなる発展や活性化が妨げられることにもなりかねません。

当社では、このような厳しい状況においても役員のみなさまが安心して本来業務に取り組んでいただけるよう、役員のみなさまに対する訴訟リスクに対応する『会社役員賠償責任保険（D&O保険）』をご用意しております。

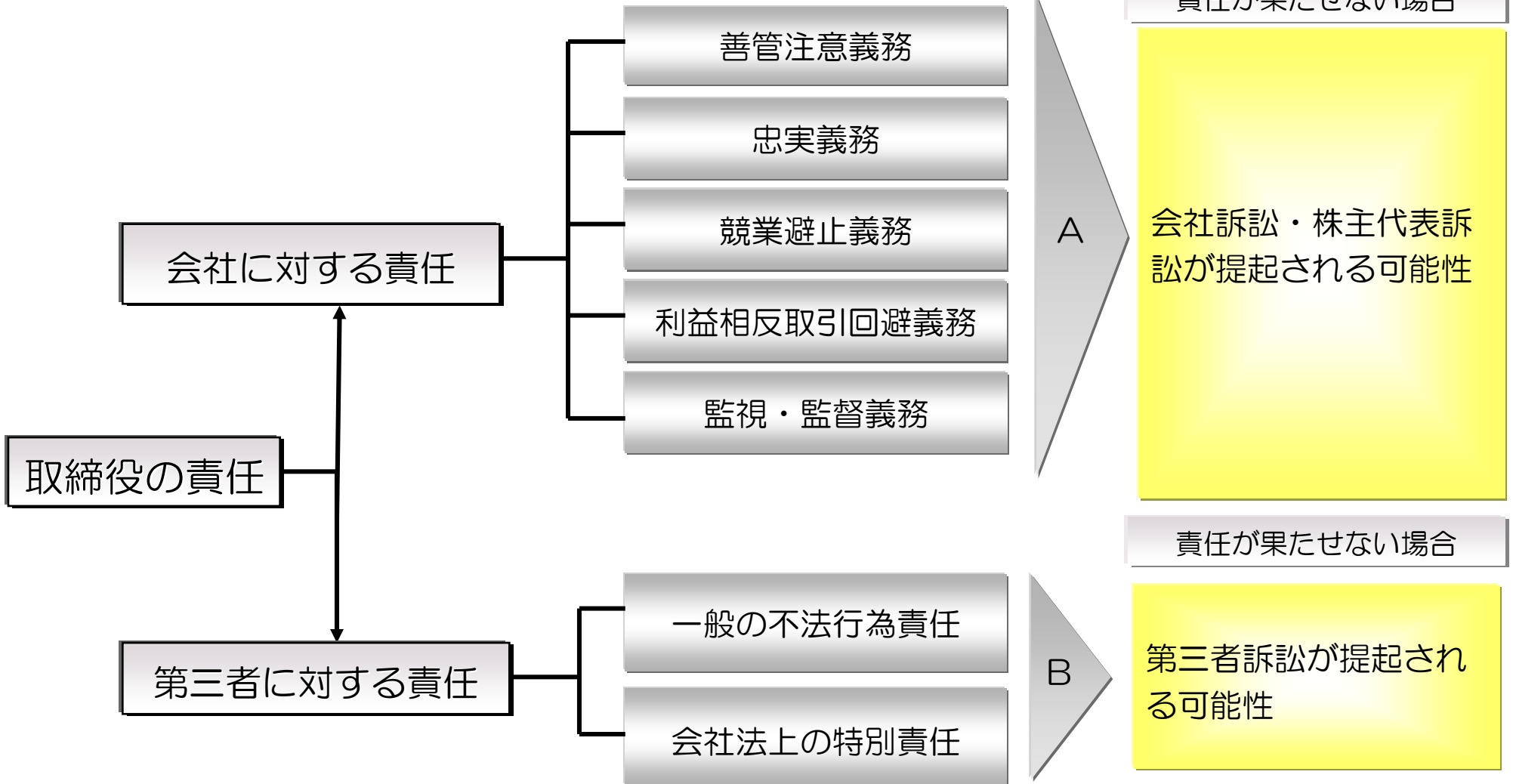
この保険は、経営にかかわる多くのリスクから役員のみなさまをお守りすべく幅広い補償となっております。是非ともご高覧・ご検討のうえ、ご採用賜りますようお願い申し上げます。

敬具

2. 会社役員が負担する責任(1)

◆ 役員を経営判断（業務遂行）には大きな責任が伴います！

* 以下の責任・義務の詳細はP3『2. 会社役員が負担する責任(2)』をご参照ください。



2. 会社役員が負担する責任(2)

会社に対する責任		内 容
A	善管注意義務	取締役として相当な程度の注意を尽くして業務を遂行しなければならない。
	忠実義務	取締役として法令・定款、株主総会決議を遵守して、会社のために忠実に業務を遂行しなければならない。
	競業避止義務	取締役が競業取引を行う場合には、事前に取り締役会の承認を得なければならない。
	利益相反取引回避義務	取締役が利益相反取引を行う場合には、事前に取り締役会の承認を得なければならない。
	監視・監督義務	他の代表取締役または取締役の行為が法令・定款を遵守し、かつ適正になされていることを監視しなければならない。
第三者に対する責任		内 容
B	一般の不法行為責任	故意または過失により他人の権利を侵害したものはその損害を賠償しなければならない。
	会社法上の特別責任	役員等がその職務を行うにあたり悪意又は重大な過失があったときは、その役員等は、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。

3. 会社役員を取り巻く訴訟リスク

A	株主代表訴訟	株主代表訴訟とは、会社役員が善管注意義務や忠実義務に違反し会社に損害を与えた場合に、株主が会社に代わって会社法第847条を根拠として役員に対して損害賠償を求める訴えを提起するものです。
	会社訴訟 (※)	会社訴訟とは、会社役員が善管注意義務や忠実義務に違反し会社に損害を与えた場合に、会社法第423条を根拠として会社が損害賠償を求める訴えを提起するものです。 (※)会社訴訟(会社が役員を訴えた場合)はこの保険の補償の対象にはなりません。
B	第三者訴訟	第三者訴訟とは、会社役員が故意・重過失などによって第三者(取引先、株主等)に損害を与えた場合に、民法や会社法第429条などを根拠として第三者が損害賠償を求める訴えを提起するものです。

上記A・Bは前頁のA・Bに対応します。

- ・大きな取引案件について訴訟を提起されるようなケースでは、数億円から数十億円という巨額な損害賠償請求がなされる可能性があります。このような場合には、役員のみなさまの個人資産に影響を与えるおそれがあります。
- ・役員判断内容によっては会社の対外的な信用の失墜やイメージダウンを招くことにもなります。
- ・会社訴訟や株主代表訴訟においては、被告となる役員は会社や顧問弁護士の援助を受けることができません。

『会社役員賠償責任保険 (D&O保険)』での備えが必要です！

事故が起こった場合の損害賠償金・争訟費用のお支払いに備えるのみならず、訴訟を受けた場合の相談や対応の進め方など、当社のノウハウをご活用いただけます。

4. 会社役員賠償責任保険（D&O保険）がお役に立ちます

概要

『会社役員賠償責任保険（D&O保険）』は、貴社（記名子会社※¹を含みます。）の役員（被保険者）が、役員としての業務につき遡及日※²以降に行った行為（不作為を含みます。）に起因して、保険期間中に損害賠償請求を受けた場合に、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

※¹ 記名法人のすべての会社法上の子会社をいいます。ただし、一部対象外となる場合があります。

※² 遡及日は、「初年度契約の保険期間開始日の10年前の応当日」となります。

補償内容の整理

この保険では、対象となる損害を2つのパターンに分けています。

訴訟の形態	訴訟提起者	対象となる 財産損害	お支払する保険金	
			役員勝訴時	役員敗訴時
株主代表訴訟	株主	会社の損害	争訟費用 (普通保険約款)	損害賠償金+争訟費用 (株主代表訴訟補償特約 ^(注))
第三者訴訟	被保険者 以外の者	請求者自身の 損害	争訟費用 (普通保険約款)	損害賠償金+争訟費用 (普通保険約款)

(注) 株主代表訴訟補償特約：株主代表訴訟を提起され、その結果役員の方が貴社に対して法律上の損害賠償責任を負担する場合（敗訴の場合）の貴社役員の被る損害を保険証券記載の支払限度額を限度に補償する特約です。

5. 会社役員賠償責任保険（標準契約プラン）とは？

『会社役員賠償責任保険（標準契約プラン）』（以下「標準契約プラン」といいます。）は、一般の会社役員賠償責任保険に比較して、以下の特徴があり多くの特約を自動セットしたパッケージ商品となっています。なお、被保険者（補償を受けられる方）は、貴社の役員の皆様です（注）。

（注）一部の補償では、貴社が被保険者となる場合があります。詳しくは、「6. 補償内容の詳細(1)」および「8. 特約について」をご覧ください。

その1

保険適用地域は「全世界」。

「会社法上の子会社（*）北米子会社含む」を無記名で自動的に含みます！

（*）上場している子会社など一部除かれる子会社があります。

その2

「免責金額」「縮小支払割合」の設定がありません。

その3

10年間の遡及を行います！

初年度契約保険期間開始日の10年前の応当日以降に行った行為（不作為を含みます。）を対象とします。

その4

「大株主からの損害賠償請求」にも対応します。

※大株主とは株式会社（企業）で持株比率の高い株主のことであり、企業の株式を大量に保有している株主のことをいいます。

その5

コンサルティング費用（*）、株主代表訴訟補助参加費用、公告・通知費用、初期・訴訟対応費用もお支払いします。

（*）会社が役員に対する責任追及の調査を行う為に要した費用、提訴請求およびその結果として役員になされた株主代表訴訟に起因して会社が負担するコンサルティング費用

その6

雇用慣行賠償責任（*1）、知的財産権に関する賠償請求（*2）も補償されます（*3）。

（*1）セクハラ、不当解雇、差別行為に起因する損害賠償請求

（*2）特許権、著作権、商標権等の侵害に起因する損害賠償請求

（*3）雇用慣行賠償責任は米国、カナダに本社が所在する子会社を記名子会社とする場合は補償されません。

5. 会社役員賠償責任保険（標準契約プラン）とは？

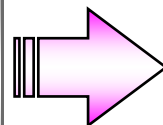
役員のみならず、会社の訴訟に関する各種費用にも対応できます。

コンサルティング費用補償特約、初期・訴訟対応費用補償特約は、役員または会社が被保険者（補償を受けられる方）となります。
公告・通知費用補償特約、株主代表訴訟補助参加費用補償特約は、会社が被保険者（補償を受けられる方）となります。

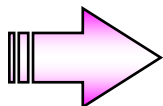
株主代表訴訟の場合

株主から会社が、役員に対する提訴請求書を受領した。

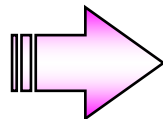
※当社に対して損害賠償請求がなされるおそれのある状況の通知をいただくことが各種費用保険金をお支払する条件となります。



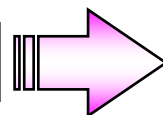
提訴請求を受けたが、会社が役員を提訴しなかった。



株主代表訴訟が提訴された。

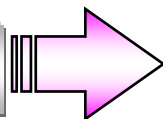


会社が、会社法第849条第1項に基づき、提訴された役員側に補助参加した。



役員が敗訴

定款の規定に則り役員の実任責任を軽減を行うことを取締役会で承認し、公告または株主への通知を行った。



補償される費用

- 提訴請求を受けてから実際に株主から代表訴訟が提起されるまでの間に役員が負担する弁護士相談費用
- 会社が役員に対する責任追及の調査に要した費用
⇒「初期・訴訟対応費用補償特約」にて補償。
- 提訴請求および株主代表訴訟に起因して、役員・会社が負担するコンサルティング費用
⇒「コンサルティング費用補償特約」にて補償。
- 会社が負担する不提訴理由通知費用
⇒「公告・通知費用補償特約」にて補償。
- 会社が負担する訴訟告知受理公告・通知費用
（新聞での公告掲載費用や株主へ郵送で通知する際の郵便代、印刷費等）
⇒「公告・通知費用補償特約」にて補償。
- 会社が補助参加するにあたり支出した争訟費用
⇒「株主代表訴訟補助参加費用補償特約」にて補償。
- 会社が負担する責任軽減公告費用
（新聞での公告掲載費用や株主へ郵送で通知する際の郵便代、印刷費等）
⇒「公告・通知費用補償特約」にて補償。

訴訟の形態が「第三者訴訟」の場合にも、各種費用保険金は補償されます。
上記各種費用に対する補償に関しては、後記「8. 特約について」をご参照ください。

6. 補償内容の詳細(1)

保険契約者・被保険者

保険契約者（保険の申込みをされる方で、保険料の支払義務を負う方をいいます。）は貴社、被保険者（保険契約により補償を受けられる方をいいます。）は貴社の役員となります。

その他の特徴は次のとおりです。

- ① 役員とは、会社法上の取締役、監査役および執行役（ただし、監査役は監査役設置会社の場合のみ、執行役は委員会設置会社の場合のみ被保険者に含まれます。）をいいます。遡及日以降に退任された役員および保険期間中に新たに選任された役員も自動的に被保険者となります。
- ② 貴社の子会社（※）の役員も被保険者に含まれます。
- ③ 別途、割増保険料をいただくことで貴社の執行役員も被保険者に含めることが可能です。

（※）会社法上のすべての子会社をいいます。ただし、上場している子会社等は除きます。

なお、各種特約（コンサルティング費用補償特約等）については、貴社が被保険者となる場合があります。

貴社が被る法律上の損害賠償責任について

『会社役員賠償責任保険（D&O保険）』の被保険者は貴社の役員のみなさまです。貴社は被保険者ではないため、貴社自体に対する損害賠償請求はこの保険では対象となりません。

保険期間・保険適用地域

①保険期間

1年間となります。保険期間中に損害賠償請求を受けた場合（損害賠償請求をなされるおそれがあることを知り、当社に通知した場合を含みます。）に補償の対象となります。

②保険適用地域（この保険で対象とする損害賠償請求の提起された地をいいます。）

「全世界」となります。

6. 補償内容の詳細(2)

お支払いする保険金

①損害賠償金（判決において支払を命じられた損害賠償金、和解金等）

法律上の損害賠償責任に基づく賠償金をいいます。ただし、税金、罰金、科料、過料、課徴金または懲罰的損害賠償金もしくは倍額賠償金（これに類似するものを含みます。）の加重された部分および被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合においてその約定によって加重された損害賠償金は含みません。

②争訟費用（弁護士に支払う着手金や報酬金等）

損害賠償請求に関する争訟（訴訟、調停、和解または仲裁等をいいます。）によって生じた費用（被保険者または貴社の従業員に報酬、賞与または給与等として支払われたものを除きます。）で、被保険者が当社の同意を得て支出したものをいいます。

③各種費用保険金

詳細は、後記「8. 特約について」のとおりです。

支払限度額

保険期間を通じて当社がお支払いする保険金の限度額をいいます。

法律上の損害賠償金のみならず、争訟費用を含めた保険金に対してこの限度額が適用されます。

なお、免責金額※¹や縮小支払割合※²は、標準契約プランにおいては設定がありません。

※1 免責金額：確定した損害賠償金や争訟費用のうち、自己負担いただく金額です。

※2 縮小支払割合：免責金額を超える損害額のうち保険金をお支払いする割合をいいます。

7. ご加入条件

標準契約プランのご加入条件

①契約者（記名法人）となれる方

売上高（連結決算の場合は連結売上高）2000億円以下の日本国内の株式会社

②支払限度額（一連の損害賠償請求・保険期間中）

11パターン（5000万円・1億円・2億円・3億円・4億円・5億円、6億円、7億円
8億円、9億円、10億円）から選択いただきます。

③免責金額：標準契約プランでは、設定はありません。

④縮小支払割合：標準契約プランでは、設定はありません。

⑤大株主からの損害賠償免責：標準契約プランでは、設定はありません。

⑥遡及日

「初年度契約の保険期間開始日の10年前の応当日」となります。

⑦子会社の取扱い

会社法上の子会社を無記名で自動的に含みます。

★北米に本社が所在する子会社を含める事ができますが、以下の特約が自動セットされます。

＜自動セットされる特約＞雇用慣行賠償責任補償対象外特約、会社補償支払特約（免責金額500万円となります。）、免責金額の設定に関する特約、勝訴時免責金額不適用に関する特約

※上場している子会社、個別に会社役員賠償責任保険に加入している会社、株式会社以外の法人など一部対象外となる子会社があります。

⑧保険適用地域

「全世界」となります。

8. 特約について（1）

主な特約（標準契約プランに自動セットされる特約）

会社役員賠償責任保険
追加特約（標準契約プラン用）

戦争や地震・噴火等の天災危険を免責とします。

先行行為補償特約
（標準契約プラン用）

遡及日を初年度契約の保険期間開始日の10年前の応当日に設定します。

コンサルティング費用補償
特約

役員に対して日本国内において訴訟が提起されたような場合または提起されるおそれがあるとして当社に通知をいただいた場合に、その役員または会社が負担する以下に記載する費用（当社が妥当かつ必要と認める社会通念上妥当な費用に限ります。）を基本契約の支払限度額を限度としてその内枠でお支払いします。
（一請求および保険期間中について1,000万円が支払限度額となります。）
◇お支払いする費用：コンサルティング費用、コンサルティング実施費用
※この特約においては、被保険者は「役員」または「会社」となります。

初期・訴訟対応費用補償
特約

役員に対して日本国内において訴訟が提起されたような場合または提起されるおそれがあるとして当社に通知をいただいた場合に、その役員または会社が負担する以下に記載する費用（当社が妥当かつ必要と認める社会通念上妥当な費用に限ります。）を基本契約の支払限度額を限度としてその内枠でお支払いします。
◇お支払いする費用：訴訟に関する必要文書作成にかかる費用 等
※この特約においては、被保険者は「役員」または「会社」となります。

公告・通知費用補償特約

保険金が支払われる場合に限り、会社が負担する以下のいずれかに該当する費用を基本契約の支払限度額の内枠で補償します。（一請求および保険期間中において1,000万円が支払い限度額となります。）
◇お支払いする費用：責任軽減公告・通知費用、不提訴理由通知費用、訴訟告知受理公告・通知費用
※この特約においては、被保険者は役員ではなく「会社」となります。

株主代表訴訟補助参加費用
補償特約

役員が株主代表訴訟を提起された場合、会社が役員への補助を行い株主代表訴訟に参加した際に、会社が負担することになる費用を基本契約の内枠で保険金としてお支払いします。
※この特約においては、被保険者は役員ではなく「会社」となります。

専門職業危険補償対象外
特約（標準契約プラン用）

金融業、不動産業、建設業等の専門業務の遂行に起因する損害賠償請求を免責とします。
（専門業務の遂行に起因して提起された株主代表訴訟については、免責となりません。）

上記特約およびその他の特約の詳細につきましては、別途普通保険約款およびセットする特約を参照してください。

8. 特約について (2)

その他の特約 (条件に応じて自動セットされる特約)

株主代表訴訟補償特約

株主代表訴訟を提起され、その結果、役員（被保険者）が会社に対して法律上の損害賠償責任を負担する場合（敗訴などの場合）に役員（被保険者）が被る損害を補償します。

株主代表訴訟補償対象外特約

株主代表訴訟により被保険者が被る損害について免責とします。株主代表訴訟を補償しない場合は自動セットされます。

被保険者の範囲に関する特約 (執行役員用)

執行役員を被保険者とする場合は自動セットされます。

倒産危険補償対象外特約

倒産に関連してなされた損害賠償請求を免責とします。非上場会社契約の場合のみ自動セットされます。

会社補償支払特約

会社が定款等に基づいて適法に役員に被った損害の補償を行った場合、それにより会社に生じた損失を補償します。日本では認められていませんが、米国の州法により認められている場合があり、米国・カナダに本社が所在する子会社を記名子会社とする場合のみ自動セットされます。

雇用慣行賠償責任補償対象外特約

セクハラ、不当解雇、差別的行為に起因する損害賠償請求を免責とします。米国・カナダに本社が所在する子会社を記名子会社とする場合のみ自動セットされます。

勝訴時免責不適用に関する特約

役員が勝訴し争訟費用のみの負担となった場合に、免責金額を不適用とする特約です。米国・カナダに本社が所在する子会社を記名子会社とする場合のみ自動セットされます。

任意セットの特約

知的財産権に関する賠償請求補償対象外特約

特許権、著作権、商標権等の侵害に起因する損害賠償請求を免責とします。
(知的財産権の侵害に起因して提起された株主代表訴訟については、免責とはなりません)
この特約をセットすることによる、保険料の変更はありません。

被保険者間訴訟費用一部補償特約

保険金を支払われる損害賠償請求に起因して被保険者相互間において責任分担について訴訟が提起された場合に、被保険者が訴訟費用を負担することによって被る損害を補償します。
この特約をセットすることにより、保険料の割増があります。

上記特約およびその他の特約の詳細につきましては、別途普通保険約款およびセットする特約を参照してください。

9. 保険金をお支払いしない主な場合

○以下の◎については、各事由または行為が実際に生じたまたは行われたと認められる場合に適用され、その適用の判断は被保険者ごとに個別に行います。

- ◎被保険者が私的な利益または便宜の供与を違法に得たこと
- ◎被保険者の犯罪行為(注1)
- ◎法令に違反することを被保険者が認識しながら(注2)行った行為
- ◎被保険者に報酬または賞与等が違法に支払われたこと
- ◎被保険者が、公表されていない情報を違法に利用して、株式、社債等の売買等を行ったこと
- ◎次の者に対する違法な利益の供与
 - ①政治団体、公務員または取引先の会社役員、従業員等(注3)
 - ②利益を供与することが違法とされるその他の者

○以下の●については、実際に生じたまたは行われたと認められる場合に限らず、それらの事由または行為があったとの申立てに基づいて被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合にも、適用されます。

- 初年度契約の保険期間の開始日より前に行われた行為
→「先行行為補償特約(標準契約プラン用)」により、初年度契約の保険期間開始日の10年前までは遡及し補償いたします。
- 初年度契約の保険期間の開始日より前に会社に対して提起されていた訴訟およびこれらの訴訟の中で申し立てられた事実と同一または関連する事実
- この保険契約の始期日において、被保険者に対する損害賠償請求がなされるおそれがある状況を被保険者が知っていた場合(注4)に、その状況の原因となる行為
- この保険契約の始期日より前に被保険者に対してなされていた損害賠償請求の中で申し立てられていた行為
- 直接であると間接であるとを問わず、汚染物質(注5)の排出、流出、漏出、いつ出またはそれらが発生するおそれがある状態、もしくは汚染物質(注5)の検査、監視、清掃、除去、漏出等の防止、処理、無毒化または中和化の指示または要請

●直接であると間接であるとを問わず、核物質の危険性(注6)またはあらゆる形態の放射能汚染

●次に該当するもの

- ①身体の障害(注7)または精神的苦痛
- ②財物の滅失、破損、汚損、紛失または盗難(注8)
- ③口頭または文書による誹謗、中傷または他人のプライバシーを侵害する行為による人格権侵害

●記名子会社の役員に対する損害賠償請求のうち、記名法人の子会社ではなかった間(注9)に行われた行為

○他の被保険者または記名法人もしくはその子会社からなされた損害賠償請求、ならびに株主代表訴訟であるか否かを問わず、被保険者または記名法人もしくはその子会社が関与して、記名法人もしくはその子会社の発行した有価証券を所有する者によってなされた損害賠償請求 等

(注1) 刑を科せられるべき違法な行為をいい、時効の完成等によって刑を科せられなかった行為を含みます。

(注2) 認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。

(注3) それらの者の代理人、代表者または家族およびそれらの者と関係のある団体等を含みます。

(注4) 知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。

(注5) 固体状、液体状、気体状もしくは熱を帯びた有害な物質、または汚染の原因となる物質をいい、煙、蒸気、すす、酸、アルカリ、化学物質および廃棄物等を含みます。廃棄物には再生利用される物質を含みます。

(注6) 核物質とは、核原料物質、特殊核物質または副生成物をいい、危険性には、放射性、毒性、または爆発性を含みます。

(注7) 疾病または死亡を含みます。

(注8) それらに起因する財物の使用不能損害を含みます。

(注9) 会社法第2条に定める子会社でなかった間をいいます。

(注10) 議決権のない株式を除きます。

(注11) 会社が複数である場合には、個々にその割合を算出するものとします。

上記以外にもお支払いしない場合があります。保険金をお支払いしない場合の詳細は普通保険約款および特約の「保険金を支払わない場合」等の項目に記載されておりますので、必ずご確認ください。

10. ご契約までの流れ

会社役員賠償責任保険（D&O保険）ご契約までの流れ

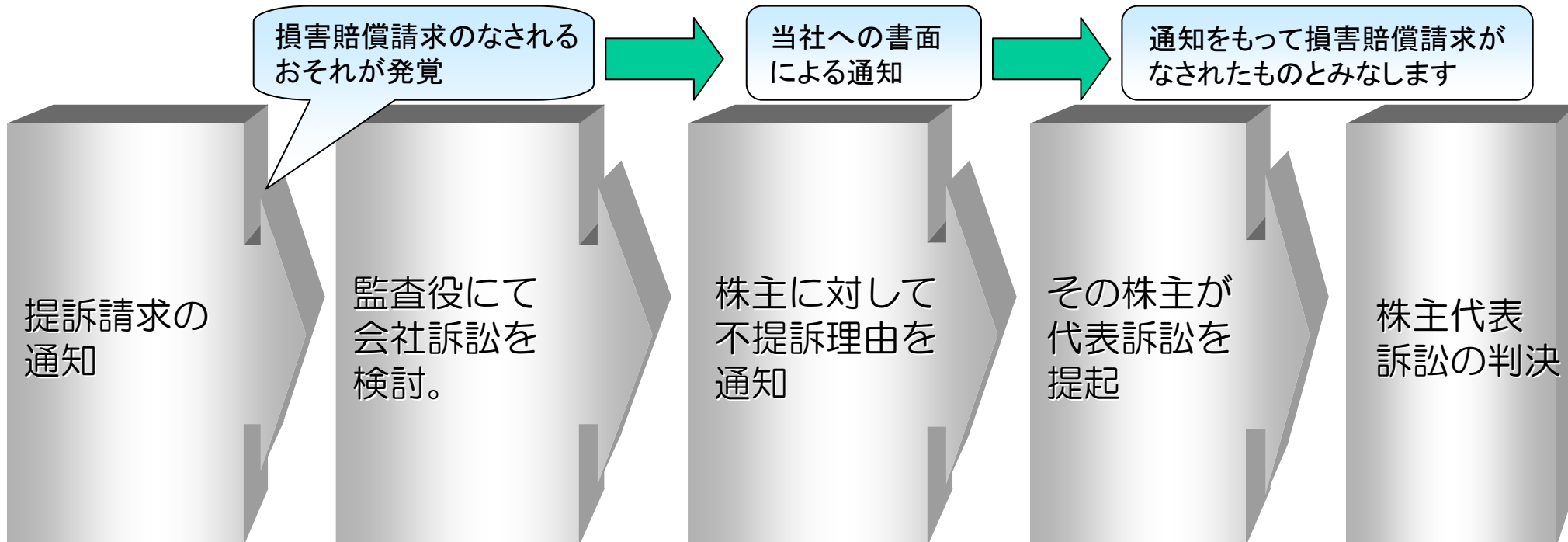


1 1. 損害賠償請求がなされた場合の流れ

会社役員賠償責任保険では、保険契約者または被保険者は、損害賠償請求がなされるおそれのある状況（※）を知った場合には遅滞なく当社に通知いただく必要があります。

（※）損害賠償請求がなされることが合理的に予想される状況に限ります。

提訴請求の通知の段階で保険契約者または被保険者が損害賠償請求のなされるおそれのある状況を知った場合には、遅滞なく当社に書面により通知いただくことで、損害賠償請求は通知のときをもってなされたものとみなします。



12. (株)インターリスク総研のコンサルティング【ご参考】

立ちどまらない保険。

MS&AD 三井住友海上

MS & ADインシュアランスグループのリスクマネジメント会社である(株)インターリスク総研では、これまでに多数の緊急時対応コンサルティングを実施した実績があります。

緊急時における「情報収集→原因究明→対策検討→意思決定→指揮命令→情報開示→再発防止」の一連のプロセスにおいて、緊急時対策本部・対策本部事務局・他所管部門に対して、意見交換・対応策の提案・意思決定に関する助言、その他の支援を行っています。

【緊急時対応コンサルティングの主な内容】

PHASE1 初動段階

- ・情報収集に関する助言
- ・原因究明に関する計画策定、援助
- ・社内調査に関する支援

PHASE2 方針決定段階

- ・法的責任・社会的責任に関する留意事項説明
- ・基本方針立案に関する助言
- ・対策本部設置に関する助言
- ・経営トップの方針案に対するセカンドオピニオンの提示

PHASE3 具体策検討実施段階

- ・具体的な施策に関する提案
- ・具体的なステークホルダー対応に関する助言

PHASE4 情報開示段階

- ・社内・関係者周知に関する助言
- ・マスコミ対応指針の策定
- ・開示内容に関する助言、チェック

PHASE5 収束段階

- ・再発防止策の検討
- ・関係者処分に関する助言

【緊急対策本部の開催イメージ】



※費用は着手金+タイムチャージ型となります。具体的な実施内容、実施期間はお客さまのご要望に応じて決定いたします。

※同社の繁忙期においては、お引受をお断りする場合があります。

※同社によるコンサルティングは、この保険の付帯サービスではありません。

※同社のコンサルティングに関するご不明の点については、三井住友海上営業担当経由にてお問い合わせ下さい。

13. (株)インターリスク総研のその他のサポートメニュー【ご参考】

MS&ADインシュアランスグループのリスクマネジメント会社である(株)インターリスク総研では、お客さまのニーズに応じて、D&Oリスクに関連するサポートメニューを各種取り揃えております。

◎ 当社役員が会社法の要求する内部統制システム構築義務を果たしているかを検証したい。

➡ 「内部統制システム強化コンサルティング」

貴社のリスク管理・コンプライアンス態勢や同態勢のグループ会社展開について、現状評価及び改善に向けた各種ご支援を行います。

◎ 新任役員がD&Oリスク対策に不安がある。

➡ 「新任会社役員専用リスク管理サポートプラン」

新任役員向け緊急時対応トレーニングやセミナーなど、新任役員が抱える固有のリスクについて、各種対策のご支援を行います。

◎ D&Oリスクに関する最新の動向や訴訟事例などを知りたい。個別の疑問や悩みについて相談したい。

➡ 「各種情報のご提供、個別ご相談対応」

同社発行の情報誌「CSRトピックス D&O特別号」(原則年1回発行)や直近の訴訟事例などを無償でご提供します。また、D&Oリスクに関する貴社の疑問点などに、同社のコンサルタントが答えいたします(必要に応じ、貴社にお伺いの上、ご説明いたします。)

◎ 株主からの提訴請求があった際にどう対応すればよいのか分からない。

➡ 「株主代表訴訟対応マニュアル策定コンサルティング」

初期対応におけるアクションプラン・フローチャートや、監査役(監査委員)による調査のプロセス(調査対象・調査項目)等を盛り込んだマニュアルを策定いたします。

※サービス内容によっては、有償で実施させていただいております。実施内容の詳細、費用等については、三井住友海上営業担当経由にて、お気軽にお問い合わせください。

14. ご注意いただきたいこと(1)

【ご契約時にご注意いただきたいこと】

1. お申込みいただく保険の引受条件等についてご確認ください

(1) 商品の仕組み

会社役員賠償責任保険普通保険約款

- + 会社役員賠償責任保険追加特約（標準契約プラン用）（自動セット）
- + 株主代表訴訟補償特約（原則として自動セット）
- + 各種特約

(2) 補償内容

①保険金をお支払いする主な場合

5ページ記載の「4. 会社役員賠償責任保険（D&O保険）がお役に立ちます」のとおりです。

②お支払いする保険金

9ページ記載の「6. 補償内容の詳細（2）」⇒「お支払いする保険金」のとおりです。

③保険金をお支払いしない主な場合

13ページ記載の「9. 保険金をお支払いしない主な場合」のとおりです。

(3) セットできる主な特約

11～12ページ記載「8. 特約について」のとおりです。

(4) 被保険者

被保険者（保険申込書の役員（被保険者）欄に記載された方）のみが保険契約により補償を受けられる方となります。

ただし、適用される普通保険約款および特約によりその他の被保険者が設定される場合がありますので、詳細は普通保険約款および特約で確認ください。

(5) 保険期間

保険期間（保険責任の始まる日から終了する日までの期間をいいます。）は1年間です。お客さまが実際にご契約いただく保険期間については、保険申込書の保険期間欄にてご確認ください。

(6) 引受条件（支払限度額、免責金額の設定）

支払限度額とは、保険金をお支払いする限度額をいいます。法律上の損害賠償金のみならず、争訟費用を含めたすべての保険金の合計額に対してこの限度額が適用されます。

免責金額は、保険金としてお支払いする一連の損害賠償請求ごとの損害から差し引く額で、お客さまの自己負担となる金額をいいます。なお、会社役員賠償責任保険（標準契約プラン）については、免責金額はありません。

お客さまが実際にご契約いただく支払限度額につきましては、保険申込書の「支払限度額」欄にてご確認ください。

(7) 保険料

保険料（保険契約者が保険契約に基づいて当社に払い込むべき金銭をいいます。）は、支払限度額、保険期間等によって決定されます。詳細は取扱代理店または当社までお問い合わせください。お客さまが実際にご契約いただく保険料につきましては、保険申込書の保険料欄にてご確認ください。

(8) 保険料の払込方法

保険料の払込方法は、ご契約時と同時にその全額を払い込む一時払と、複数回に分けて払い込む分割払とがあります。なお、分割払は保険料が20万円以上となる場合にのみ、選択することができます。

(9) 満期返れい金・契約者配当金

この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

(10) 解約返れい金の有無

ご契約の解約に際しては、ご契約の保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還いたしますが、始期日から解約日までの期間に応じてお払込みいただくべき保険料の払込状況により、追加のご請求をさせていただく場合があります。

【ご契約後にご注意いただきたいこと】「2. (2) 解約と解約返れい金」（19ページ）をご参照ください。

2. ご契約時に告知いただく事項についてご注意ください

保険契約者、被保険者には、ご契約時に保険申込書（当社にこの保険契約の申込みをするために提出する書類をいい、申込みに必要な内容を記載した付属書類がある場合は、これらの書類を含みます。）の記載事項について事実を正確に告知いただく義務（告知義務）があり、取扱代理店には告知受領権があります（取扱代理店に対して告知いただいた事項は、当社に告知いただいたものとなります。）。

保険申込書に記載された内容のうち、※印がついている項目は危険に関する重要な事項です。この項目が、事実と違っている場合、または事実を記載しなかった場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、保険申込書の記載内容を必ずご確認ください。詳細は、「重要事項のご説明」をご確認ください。

14. ご注意いただきたいこと(2)

【ご契約後にご注意いただきたいこと】

1. 損害賠償請求がなされた場合の手続

(1) 損害賠償請求がなされた場合の当社へのご連絡等

損害賠償請求がなされたとき、または損害賠償請求がなされるおそれのある状況を知ったときには、直ちに取扱代理店または当社に次の事項をご連絡ください。

- 損害賠償請求を最初に知ったときの状況
- 申し立てられている行為 ○原因となる事実

三井住友海上へのご連絡は

24時間365日事故受付サービス 「三井住友海上事故受付センター」 **0120-258-189** (無料)へ

なお、上記ご連絡をいただいた後に、遅滞なく当社に書面によりご通知いただく必要があります。

(2) 保険金のご請求時にご提出いただく書類

被保険者または保険金を受け取るべき方（これらの方の代理人を含みます。）が保険金のご請求を行うときは、事故受付後に当社が求めるものをご提出いただきます。詳細は、取扱代理店または当社にご相談ください。

(3) 示談交渉は必ず当社とご相談いただきながらおすすめてください

この保険では、保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求権者との示談交渉を行う「示談交渉のサービス」を行いませんが、万一、被保険者が損害賠償責任を負う事故が発生、または損害賠償請求がなされた場合には、賠償問題が円満に解決するようご相談に応じさせていただきます。なお、あらかじめ当社の同意を得ないで損害賠償責任を認めたり、損害賠償金等を支払われた場合には、損害賠償責任がないと認められる額等が保険金から差し引かれることがありますのでご注意ください。

(4) 先取特権について

損害賠償請求権者は、損害賠償金にかかわる被保険者の保険金請求権について保険法に基づく先取特権（他の債権者よりも優先して弁済を受ける権利）を有します。また、原則としてこれらの保険金請求権の譲渡・質権設定・差押えはできません。

2. ご契約後、次の事項が生じる場合には取扱代理店または当社にご連絡ください

(1) ご契約後にご連絡いただくべき事項（通知事項）

ご契約後、次に該当する事実が発生する場合には、あらかじめ（事実の発生が保険契約者または被保険者の責任によらない場合は遅滞なく）取扱代理店または当社にご通知ください。ご通知がない場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。

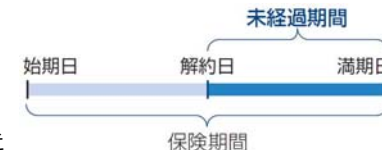
○ご契約時にご提出いただいた告知事項申告書等の記載内容に変更が生じる場合
また、ご契約後、次のいずれかに該当する事実が発生する場合には、ご契約内容の変更等が必要となりますので、遅滞なく取扱代理店または当社にご通知ください。

- ご住所の変更等、保険証券に記載された事項を変更する場合
- 特約の追加・削除等契約条件を変更する場合

(2) 解約と解約返れい金

ご契約を解約される場合は、取扱代理店または当社に速やかにお申し出ください。

- 解約日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還させていただきます。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間（図をご参照ください。）分よりも少なくなります。たとえば、保険期間1年・一時払のご契約を始期日から6ヶ月後に解約した場合、解約返れい金はお支払いいただいた保険料の半分よりも少なくなります。詳細は普通保険約款および特約でご確認ください。



- ご解約に伴い、保険料のお支払状況等の条件によっては、解約日または満期日等までの期間にお支払いいただくべき保険料について追加のご請求をさせていただくことがあります。追加のご請求をさせていただいたときには、その保険料をお支払いいただく必要があります。

14. ご注意いただきたいこと(3)

【その他ご注意いただきたいこと】

<保険会社破綻時等の取扱い>

引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご契約時にお約束した保険金、解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

引受保険会社が経営破綻に陥った場合のご契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、当社も加入しております。

この保険は、保険契約者が個人、小規模法人（破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます。）またはマンション管理組合である場合に限り、「損害保険契約者保護機構」の補償対象となります（保険契約者が個人、小規模法人、マンション管理組合（以下、「個人等」といいます。）以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者にかかわる部分については、上記補償の対象となります。）。

補償対象となる場合には保険金や解約返れい金は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3ヶ月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

<共同保険について>

複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、各引受保険会社は引受割合または保険金額に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、当社は幹事保険会社として他の引受保険会社の業務および事務の代理・代行を行います。

<その他>

- ご契約に関する個人情報は、当社個人情報保護宣言(プライバシーポリシー)に基づき取り扱います。詳しくは当社ホームページ (<http://www.ms-ins.com>) をご覧ください。
- 取扱代理店は、当社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っています。したがって取扱代理店にお申込みいただき有効に成立したご契約は、当社と直接契約されたものとなります。
- この提案書は「会社役員賠償責任保険（標準契約プラン）」の概要を説明したものです。補償内容は普通保険約款および特約によって定まります。詳細につきましては、普通保険約款および特約でご確認ください。なお、ご不明な点については取扱代理店または当社までお問い合わせください。
- ご契約にあたっては、「重要事項のご説明」をご確認ください。